

倉敷老健 所定疾患施設療養費表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件（算定条件による）を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。

当施設では、ご入所者様への安心のご提供等に資するべく、また、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況をご報告しております。

令和 6 年度 所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定状況（治療の実施状況）

疾病	人数(人)	日数(日)	治療	投薬内容
肺炎	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 38	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 255	投薬・点滴 採血(炎症反応) XP・CT・心電図 検尿・尿培養	スルバシリン静注用3g レボフロキサシン錠250mg レボフロキサシン OD 錠250mg オーグメンチン配合錠250RS セフトリアキソン Na 静注用 1g シタフロキサシン錠 50mg セファゾリン Na 静注用 1g メロペネム点滴静注用 0.5g セフェピム塩酸塩静注用1g
尿路感染症	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 52	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 331	投薬・点滴 採血(炎症反応) XP・CT・心電図 検尿・尿培養	レボフロキサシンOD錠250mg オーグメンチン配合錠250RS スルバシリン静注用3g レボフロキサシン錠250mg ワイスタール静注用 1g ミノサイクリン塩酸塩カプセル100mg セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg セフメタゾールNa静注用1g セファゾリン Na 注射用 1g L-ケフレックス顆粒 シタフロキサシン錠 50mg バクタ配合顆粒 1 包 1g シプロキサシン錠 200mg メロペネム点滴注用 0.5g
带状疱疹	0	0		
蜂窩織炎	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 4	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 27	投薬・点滴 採血(炎症反応)	L-ケフレックス顆粒 セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100mg
計	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 94	(Ⅰ) 0 (Ⅱ) 613		

定員150名

算定条件

※所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
- ⑤算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症及び带状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。

※所定疾患施設療養費(Ⅰ)について

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②～⑥ (略)